

生徒指導論の指導の実践に向けて

— 生徒指導上の課題への対応力の育成と学生の不安の解消を目指して —

Toward the practice of teaching student teaching theory

— Aiming to develop the ability to respond to student guidance issues and alleviate student anxiety —

KEY WORDS

生徒指導提要（改訂版） 事例研究 法令等の根拠に基づく指導

池田宏史

IKEDA Hiroshi

【要旨】

筆者の経験から、学校現場の生徒指導上の課題として、生徒の問題行動への指導について文言化されたノウハウがないこと、教員や分掌間の連携や協力関係ができていないこと、生徒指導が他の教育活動と有機的につながっていないことが挙げられる。そして、学生の課題として、多くの学生が問題行動への指導のみが生徒指導と誤って認識していること、授業で学んだ理論を実践できるか、そして、保護者対応や業務内容等に不安を抱えていることが挙げられる。

上記の課題を解決するため、大学での生徒指導論の授業において、学校現場の生徒指導上の課題への対応力を育成するとともに、学生の不安を解消することを目指す。そのために、生徒指導提要（改訂版）の活用や、事例研究、教育法令等の根拠に基づき指導する力の育成、を提案する。

1. はじめに

筆者は25年間公立学校に勤務してきたが、生徒・保護者とのトラブルを数多く見聞きしてきた。生徒指導においては、ルールや先生が厳しすぎる、指導内容が納得できない、というものであった。

筆者がこれまで勤務してきた商業高校においては、全ての学校で教育方針にビジネスマナーが掲げられ、「生徒指導が厳しい」ということが学校の伝統になっており、現在でも現場の教員は生徒指導に多くの労力を割いている。筆者がまだ経験年数が少なかった頃、他校に勤務している教員と生徒指導について情報交換をすると、「生徒指導の規定はあるものの生徒への対応や手続きについてのマニュアルがないので何をどう頑張ったらいいかわからない」、「生徒指導部での経験がある教員の指導をまねて指導している」という声が多かった。筆者も生徒指導部の先輩方の生徒への指導を見て、まねて、自分なりの指導方法を確立していった。

近年はライフワークバランスへの意識の高まりから、時間がかかり、負担の大きい問題行動への対応やクレーム処理などの業務は、現場の教員からますます敬遠されるようになってきた。

そのことを反映してか、同僚から「生徒や保護者とトラブルにならないようにしたい」、「安心して仕事がしたい」という声をたびたび聞いてきた。また、学生も現場で働く教員と同様に、保護者や生徒への対応について不安を感じている。生徒指導のトラブルについては新聞やインターネット上のコラムでもたびたび取り上げられており、学生も自身が教壇に立った時には直面する課題として認識している。

学生が教壇に立つにあたり、生徒指導における課題への対応力を身に付けることで自信をつけ、不安感を解消あるいは緩和した上で教職に就けるよう指導していく必要がある。

2. 学校現場の生徒指導の現状

ここで取り上げる生徒指導上の学校現場の課題とは教員になったら誰でも経験する可能性の高いものであり、その対処方法を知っているか否かで不安感が緩和されるとともに、労力についても少なく済む。

(1) 学校現場の課題

筆者がこれまで勤務してきた学校での経験に基づき、学校現場の生徒指導上の課題をあげたい。

- ① 日常の身だしなみやルール違反、いじめ、窃盗や暴力行為などの事件に対する指導方法や、指導に従わない生徒への対応方法について確立されておらず、どうしたらいいかわからない状態のままになっている。つまり、生徒の問題行動への指導について、文言化されたノウハウがない状態となっている。
- ② 生徒指導はホームルーム担任や生徒指導部の担当になったときに取り組むものであり、他の分掌になった年度はホームルーム担任や生徒指導部にお任せしたいと考えがちである。その分、ホームルーム担任は自分一人で頑張るか、学年団で頑張らなければならないというイメージを持っており、他の分掌の協力を得ながら組織的に対応するという認識はあまりない。つまり、教員や分掌間の連携や協力関係ができていない。
- ③ 各教科・道徳教育・総合的な学習の時間・特別活動における生徒指導の意義や重要性を理解し、生徒指導と他の活動との関連について意識したり、教育課程においてどう生徒指導を位置づけているかを理解して指導している教員は少ない。つまり、生徒指導が他の教育活動と有機的につながっていない。

①②の課題については、初任者への指導や同僚から受けた相談をもとにしている。学生が教育実習に参加した経験だけではあまり見えてこないことであり、教員として現場に立ち、当事者となって初めて気づくことが多いと思われる。

③の課題については、各教員はそれぞれ担当の教科・科目の授業があり、それが業務の中心であるため、各教員にとっては自分の担当科目の授業の優先順位が高くなり、結果、学年あるいは学校全体で取り組む生徒指導のような活動は後回しになることが原因と考えられる。

(2) 学校現場の取り組み

筆者が勤務してきた学校では、2.(1)①のような課題に対し、ベテランの保健体育科の教員（商業高校の場合は商業科の教員の場合もある）が生徒指導部や学年の生徒指導担当として、学校の生徒指導の中心的な役割を担い、教員全体をコントロールすることがほとんどであった。安心・安全な学校を目指し、保健体育科のベテラン教員のリーダーシップのもと生徒指導が行われた。特に、生徒間のいざこざなどが起こっても、ベテランの教員の実践知により、『生徒指導提要（改訂版）』（2022）で示されている「課題未然防止教育」が機能して、問題が小さいうちに対処し、問題が大きくなるように予防できていた。このことは、私にとって大変貴重な経験となった。

校内では、次に、優れたベテラン教員の実践知をいかに引き継ぐかが課題となった。人事異動や校内の配置転換により知が引き継がれなかった場合、問題が生じやすくなる。若手教員においては、経験年数が少ないがゆえに精神的な柱となるベテラン教員の異動について、強い不安感を持つ者も多い。そこで、指導方法や手続きについて、ベテラン教員の実践知を整理した上で、管理職の指導のもと標準的な対応を決定し、P D C Aサイクルによる取り組みを充実させることとした。P D C Aサイクルによる取り組みが実践できれば、ベテランの実践知を若手教員や生徒指導に不慣れな教員に、部分的ではあるが涵養することが期待できる。

2.(1)②のような課題については、遠慮せずに周囲の教員に協力を依頼し、指導に加わっていただいたり、これまでの経験からアドバイスをいただいたりした。依頼するにあたり、責任の所在を明らかにしたり、周囲には筆者が前面に立って指導していることがわかるようにすることを特に気を付けた。

行事等の準備については、関係部署の担当者や上下の学年の担当者と連絡を密に取るようにした。そうすると部分的でもお手伝いしてくださったり、過去の経験から注意すべきことを教えていただけたおかげで、作業量を減らしタイミングよく業務を進めることができ、業務を効率よく進めることができた。そして、担当する業務をスムーズに進められるか否かは、余裕をもって担当者の業務をスタートできたかにかかっていると言っても過言ではない。早めにスタートし、関係部署との連絡・調整（根回し）を十分に行いながら進めると協力も得やすくなる。依頼の時期が締め切り間近になると、協力を依頼しても他の仕事が入ってしまっていて、協力を得られないことが多い。

3. 学生の現状

(1) 学生の「生徒指導」に対する認識についての調査

伊藤「教職志望学生の生徒指導に関する意識」（2012）において、教職志望学生の意識調査の結果が示されている。この調査は教職課程を履修している新潟県内の大学1、2年生47名を対象（表内の対象回答数が46名となっているのは、大学入学以前に海外で学んでいた学生

1名を除いたため)としている。

「校則違反の指導」については学生の2分の1が生徒指導と考えている。しかしながら、2番目に多い「社会的マナーの指導」については4分の1弱、3番目に多い「学校生活を円滑にするための指導」については、5分の1弱にとどまっている。それに対し、「集団生活に関する指導」は2名であり、生活面の問題行動への指導のみについて、生徒指導と捉えている学生が多いことが分かる。

表 生徒指導の内容

	人数
校則違反の指導（服装、頭髪等）	23
社会的マナーの指導（礼儀、規則、挨拶等）	11
学校生活を円滑にするための指導（授業態度、時間の厳守等）	9
問題行動の指導（いじめを行っている場合等）	6
進路に関する指導	5
集団生活に関する指導	2

(回答者46名 複数回答)

出典：敬和学園大学『人文社会科学研究所年報』NO.10「教職志望学生の生徒指導に関する意識」

このことから、学校内の教育活動のうち、生徒指導の範囲はどこまでなのか、実務を意識しながら丁寧に指導する必要がある。また、学生の生徒指導に対する認識を、身だしなみやルールに関する指導だけでなく、その他の指導にも向けさせる必要がある。

(2) 学生の不安

藤原・川俣・福住「教職課程を受講する大学生の教職に対する不安の探索的検討」(2020)の中で提示された調査で、「教職に対してどのような不安がありますか」との教示のもと自由記述による回答を求めたものがある。対象は2県の大学2校の教職課程を受講する大学生103名、2016年10月に実施されたものである。本調査の考察において、「授業において理論などの知識を獲得している一方で、学習した内容を実践できるか不安を残している」と指摘している。また、保護者対応、業務内容、部活動、管理職や同僚との関係といった、現職教員が負担感が高いと感じている業務に対して、学生が不安を抱えている可能性を指摘している。

学生が授業で学んだ理論的なことを実践できるか不安に感じていることから、事例や実践的な内容の学習を通して、学んだ理論を活用して事例や実践的な課題に取り組むことが必要である。また、学生が保護者対応や管理職や同僚との関係についても不安を感じていることから、グループワーク等のコミュニケーションが求められる学習方法によりコミュニケーション能力もあわせて育成することが求められる。さらに、業務内容についても学生は不安に感じている

ことから、2. (2) で示したような、仕事を進める上でのちょっとしたコツなども授業の中で紹介することが望ましい。

4. 大学で求められる指導

高等学校学習指導要領解説【総則編】では、「生徒指導は、全ての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が全ての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。」としている。

しかし、3. (1) の調査結果からは、学生の多くは、生徒指導は服装、頭髪等の校則違反の指導であると考えている。また、学校現場の教員の生徒指導に対するイメージと学生が抱くイメージは、身だしなみやルールに関する指導という点では概ね一致している。学生がそのまま学校現場に行けば、身だしなみやルールの指導のみに目を向け、生徒指導の活動全体を見通すことなく、業務に取り組むということになりかねない。

生徒指導全体を見直し、課題への対応力を身に付けることを目指した授業を実践するために、次の3点を計画している。

(1) 生徒指導提要（改訂版）の活用

2010年に『生徒指導提要』が、2022年12月に『生徒指導提要（改訂版）』が発行された。文部科学省は『生徒指導提要』を「小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として作成したもの」としている。

生徒指導提要は、「提要」というだけあり、生徒指導の要点や要領が簡潔に記述されている。生徒指導とは何なのか、生徒指導の範囲、現在問題となっている生徒指導上の課題が網羅的に扱われており、現場の教員にとっても自らの生徒指導の土台となる内容となっている。もし、学生が生徒指導提要を一読せずに現場に出たら、身だしなみ指導や問題行動への指導のみを生徒指導と捉え、目立つ課題にしか目が届かず、喫緊の課題や対応を指示された課題しか認識することはできないだろう。学生が生徒指導を学ぶにあたり、生徒指導の理論や解決すべき生徒指導上の課題を知るにはよい教材となる。そして、筆者が指摘した学校現場の課題についても指摘されている。

今回の改訂は時代の変化や法規の改正などに対応したものとなっている。また、利用者の利便性を図るためデジタルテキストとなっており、関係法令や引用文献等、リンクが貼られ、すぐに根拠資料に到達できる。今後、法規の改正等についても迅速に対応した改訂がなされることを期待したい。

学生は生徒指導に対して、「自分は生徒指導ができるのだろうか。発生したトラブルに適切

に対処できるだろうか」と心配している。『生徒指導提要』には具体的な事例がないため、生徒指導提要での学習だけでは、学生の心配の緩和には繋がらないであろう。専門書や『生徒指導提要』はどうしても概念的・抽象的になるため、記述された内容を学校現場の指導に単純に当てはめることはできない。したがって、事例を通して学ぶことが必要となる。

(2) 事例研究

学生の不安を解消していくためには、生徒指導提要（改訂版）により、生徒指導の基本的なことを学ぶとともに、事例を通してその対処方法や組織的に課題に対応することの重要性や関係機関との連携について学ぶことも必要である。

事例を扱った書籍として、藤平敦著『研修でつかえる生徒指導事例50』や吉田順著『生徒指導「トラブル対応」の教科書 事例編』といったものがあげられる。また、周防美智子・片山紀子著『生徒指導の記録の取り方』のような実務に即した書籍も充実しつつある。

判例の内容を動画教材化したものもある。上越教育大学のいじめ・生徒指導研究センターが作成したオンライン研修講座「いじめの裁判事例にみる学校・教師の対応－お互い様、生徒同士のトラブル?－」である。この動画は次のような流れとなっている。始めに研修の概要について説明があり、次に、いじめの経過と教員の対応が示され、各場面で学校や教員の対応について問題だと思うことを視聴者に指摘させる。その上で、裁判所の判断や指摘事項から、安全配慮義務の具体的内容を確認する。

このような教材を授業等で活用し、学生に各場面で何をすべきかを考えさせたり、グループで意見交換することで、視野の広がりや思考の深まりが期待できる。今後、学習内容のバリエーションが増えていくことを期待したい。

(3) 教育法令等、根拠に基づく指導

教育法令等は、これからの学校現場で仕事をするには必須の知識であり、学習にこれまで以上に力を入れる必要がある。教育委員会や学校が作成した管理運営規程を含めた教育法令を指導の根拠とすることはもちろんのこと、学習指導要領、生徒指導提要（改訂版）、研究者の論文など理論知（学問知）を踏まえた指導ができるよう学生を指導していく必要がある。

自分たちの指導の根拠を理解し、生徒や保護者にも説明できるように準備をしておく必要がある。また、生徒を指導する際に法令を遵守することが、自分の身を守ることもつながることもしっかりと指導し、学生の不安の緩和に繋がりたい。

5. 終わりに

学生が中学校または高等学校の教員となり、ホームルーム担任、生徒指導部、授業担当者として生徒に生徒指導をする際に困らないように指導していかなければならない。これからの社会で教員を続けていくためには、一般的な指導力はもちろんのこと、教育法令等の根拠に基づいて指導することも求められる。それとともに、上司への連絡、報告、相談や、問題を自分一

人で抱え込まず、自ら周囲に支援を希求できるようになることも重要である。

学生が不安感から教職に就くことを諦めることのないよう、学生に対し丁寧なコミュニケーションを心掛けたい。そして、学生が卒業後、学校現場に出た際には、児童・生徒の成長を支援する生徒指導を自信を持ってできるように、授業内容や指導方法を引き続き検討していきたい。

(いけだ・ひろし 専修大学商学部講師)

<引用文献>

- ・伊藤敦美「教職志望学生の生徒指導に関する意識」『人文社会科学研究所年報』No.10
2012年5月 敬和学園大学 閲覧日2023年9月15日 P.95
<https://www.keiwa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2012/12/nenpo10-8.pdf>
- ・藤原和政・川俣理恵・福住紀明「教職課程を受講する大学生の教職に対する不安の探索的検討」教育カウンセリング研究Vol.10 NO.1 2020年 P.42～P.43
閲覧日2023年9月20日 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjec/10/1/10_41/_pdf/-char/ja
- ・文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説【総則編】』2018年7月 P.147
- ・文部科学省ホームページ「生徒指導提要（改訂版）」 閲覧日2023年9月15日
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

<参考文献・参考資料>

- ・アトム法律事務所「学校事故に関する記事一覧」 閲覧日2023年8月29日
<https://atomfirm.com/jiko/gakko>
- ・梅澤秀監・黒岩哲彦『教師が知っておくべき生徒指導判例50』学事出版 2022年5月
- ・「月刊生徒指導」編集部編『生徒指導提要 改訂版 全文と解説』学事出版 2023年3月
- ・周防美智子・片山紀子『生徒指導の記録の取り方』学事出版 2023年6月
- ・藤平敦『研修でつかえる生徒指導事例50』学事出版 2016年12月
- ・文部科学省『生徒指導提要－令和4年12月－』東洋館出版社 2023年3月
- ・吉田順『生徒指導「トラブル対応」の教科書 プロセス編』学事出版 2023年5月
- ・吉田順『生徒指導「トラブル対応」の教科書 事例編』学事出版 2023年5月